

「部活動活動方針」 （池田高等学校辻校）

1 部活動の活動方針

部活動を通じて、様々な人と関わり誰とでも協働できるしなやかな人間性と、自他の個性や能力を大切にしながら互いに高め合える協働力の育成を図る。さらに、心身ともに健康で、たくましい生徒の育成を図る。

2 「運営」に関すること

(1)設置している部活動

運動部（5部）・・・女子バレーボール、女子ソフトボール、硬式野球、空手道、卓球

文化部（6部）・・・茶道、美術、JRC・手話、人権研究（星友会）、ブラスバンド
ワープロ

生産部（1部）・・・食物

(2)指導体制

各部とも正顧問、副顧問を配置し、複数体制で指導にあたる。専門的指導者が不在の部については、外部指導者を積極的に活用する。また、事故防止と顧問による体罰・ハラスメント根絶のために相互観察なども推進する。

(3)部活動適正化推進委員会

部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を推進するために設置する。部活動の運営方法について、検討・点検・協議するとともに、コンプライアンス意識及び全体的な活動の質の向上を図る。

(4)保護者・地域との連携

地域のスポーツクラブ・芸術文化団体等との連携や、保護者や地域の理解と協力を得ながら、地域・家庭との協働した活動を推進する。

3 「活動」に関すること

(1)活動計画

各部ごとに年間及び毎月の活動計画を作成し、合理的かつ効果的な活動を推進する。

(2)活動日・休養日

原則として週あたりに2日程度の休養日を設ける。なお、休養日等の設定については、競技の特性や大会等の事情を踏まえて各部ごとに定める。

(3)活動時間

原則として、平日2時間程度、休日3時間程度とする。

(4)安全対策・事故防止

使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。また、自他の人権を傷つけないように、SNS等の適切な使用についても、生徒と共通理解を図る。